

奈良県告示第二百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十五年一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	隅田薬局	介護機関の所在地又は住所	香芝市下田東一―一二 六―二	施設又は居宅サービスの種類	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	指定年月日	平成二十四年十月一日
介護機関の名称又は氏名	医療法人あすかクリニック	介護機関の所在地又は住所	大和高田市曾大根一― 一九九―一	施設又は居宅サービスの種類	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	指定年月日	平成二十四年十月一日
介護機関の名称又は氏名	すずらん薬局五條店	介護機関の所在地又は住所	五條市野原西五―一― 一七	施設又は居宅サービスの種類	居宅療養管理指導	指定年月日	平成二十四年十月一日